別海町議会会議録

第1号(平成22年11月29日)

諩	重	п	积	
邗我	ᆍ	н	1±	

日程第	1			会議録署名議員の指名
日程第	2			会期決定の件
日程第	3			町長あいさつ及び提出案件の概要説明
日程第	4	議案第8	0 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例
				の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第8	1号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
				一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第8	2 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一
				部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第8	3号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制
				定について
日程第	8	報告第	5 号	専決処分の報告について
日程第	9	報告第	6号	専決処分の報告について
会議に付	した	:事件		
日程第	1			会議録署名議員の指名
日程第	2			会期決定の件
日程第	3			町長あいさつ及び提出案件の概要説明
日程第	4	議案第8	0 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例
				の一部を改正する条例の制定について
日程第	5	議案第8	1号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
				一部を改正する条例の制定について
日程第	6	議案第8	2 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一
				部を改正する条例の制定について
日程第	7	議案第8	3号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制

- 定について
- 日程第 8 報告第 5号 専決処分の報告について

日程第 9 報告第 6号 専決処分の報告について

出席議員(17名)

1番	西	原		浩	2番	沓	澤	昌	廣
3番	福	原	春	夫	4番	安	部	政	博
5番	瀧	Ш	榮	子	6番	Щ	田		信
7番	丹	33	勝	夫	8番	松	原	政	勝
9番	戸	田	博	義	10番	戸	田	憲	悦

11番	中 村 池 田	忠 土 幸 雄		2番佐 5番山	藤初 雄 崎賢一	-	
16番	佐々木	春 男	副議長 17	7番 横	堀昭康	Ē	
議長18番	渡邊	政 吉					
欠席議員(1名)							
14番	安田	輝男					
出席説明員							
町 長水	沼	猛	副町長	磯田	俊夫		
教育長山	口長	伸	総務部長	小守	正		
福祉部長田	村 秀	男	産業振興部長	飯島	孝 二		
建設水道部長田	中 忠	敏	教育部長	根本	幸三		
監査委員事務局長半	田雅	代	農 委 事務局長	森本	哲 男		
病院事務長真	籠	毅	会 計 管 理 者	上 月	昭彦		
総務部次長有	田博	喜	福 祉 部 次 長	笠原	悦 雄		
福 祉 部 次 長 松	本 光	永	産業振興部次長	土井	一典		
建設水道部次長 大	島	登	総務課長	宮 部	正好		
総合政策課長 有	田博	喜	財政課長	竹中	仁		
事業課技術長 _(病院建設準備室長) 山	岸英	_					
議会事務局出席職員							
事務局長佐	藤次	春	主 幹	山田	一志		
会議録署名議員							
17番 横	堀昭	康	1番	西原	浩		
2番 沓	澤昌	廣					

議長あいさつ

議長(渡邊政吉君) おはようございます。若干時間前でございますが、皆さんおそろ いでございますので、ただいまから始めさせていただきます。

会議に入ります前に申し上げます。今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可 しておりますので、申し上げておきます。

開会 午前 9時55分

開会宣告

議長(渡邊政吉君) ただいまから、平成22年第5回別海町議会臨時会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ち に本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は14番安田議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(渡邊政吉君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。 17番横堀議員、1番西原議員、2番沓澤議員、以上3名を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(渡邊政吉君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありません か。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長あいさつ並びに提出案件の概要説明

議長(渡邊政吉君) 日程第3 町長から、あいさつ並びに提出案件の概要について説 明があります。

町長。

町長(水沼 猛君) おはようございます。本日、平成22年第5回の臨時議会を招集 させていただいきました。議員各位には、それぞれ何かと御多用のところでございます が、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本臨時会に提出させていただきました議案の概要について、御説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました案件につきましては、議案4件と報告2件でござい ます。議案第80号から議案第83号の4件につきましては、いずれも人事院勧告に基づ く国家公務員の給与改定に準じ、本町の一般職職員や特別職と議員の皆様方の12月に支 給する期末手当等において、所要の改定を行おうとするものでございます。

報告第5号と報告第6号につきましては、本年6月、また9月定例会において議決をいただきました工事請負契約の一部変更に伴う専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものでございます。

以上、全部で6件の案件を提出させていただきましたが、本臨時会において御審議を賜 り、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、議案の概要説明とさせて いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長(渡邊政吉君) ここで、お諮りいたします。

本臨時会に提出されております、日程第4 議案第80号から日程第7 議案第83号 までの4件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略い たしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、日程第4 議案第80号から日程第7 議案第83号までの4件について は、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

日程第4 議案第80号から日程第7 議案第83号まで

議長(渡邊政吉君) 日程第4 議案第80号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁 償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5 議案第81号特別職 の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、 日程第6 議案第82号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について、日程第7 議案第83号別海町職員の給与に関する条例の一 部を改正する条例の制定についての4件については、関連がありますので一括議題といた します。

内容について、順次説明を求めます。

総務課長。

総務課長(宮部正好君) 議案第80号から83号までの4件につきましては関連があ りますので、一括して内容説明を申し上げます。

本年の8月10日、人事院が国に対し、国家公務員の給与並びに期末勤勉手当の引き下 げを勧告いたしました。人事院勧告を遵守しております本町職員等の期末勤勉手当の支給 基準日、これが12月1日でありますので、基準日までに月例給並びに期末勤勉手当に関 する条例の一部を改正を行おうとするものでございます。

初めに、今回行われました勧告内容の概要につきまして、御説明申し上げます。

勧告によりますと、4月分の給与について、従業員数50人以上の約1万1,100社 の民間事業所従業員の約45万人を対象に個人別給与を調査し、公務員と比較した結果、 平均年齢41.9歳ですが、平均民間給与は39万4,909円に対し、公務員は39万 5,666円で、公務員給与が757円、率にしまして0.19%上回っており、この格差 を解消するため、月例給の引き下げ改定を行おうとするものであります。

また、昨年8月から本年7月までの1年間の民間において支給された特別給、ボーナス でございますが、これにつきましても民間の支給割合は年間3.97月、公務員の4.15 月を下回っているため、民間のボーナス給割合に見合うよう、公務員の支給割合を0.2 カ月分引き下げる改定を行おうとするものであります。

人事院では、今回行った民間と公務員との給与調査結果につきまして、民間におきまし てはベースアップの中止や賃金のカットなどを実施した企業の状況が反映されたものであ ると分析をしているところでございます。

次に、職員にかかわります条例改正の概要ですが、本年4月からこの改定の実施の日の 前日までの期間にかかわる格差相当分を年間給与で見て解消を図るため、月々の給与につ いては4月の給与をもとに、4月から11月までの8カ月分、この額に0.28%相当分 と、6月に支給された特別給の期末勤勉手当の額に0.28%相当分、これらを合わせた 額を12月に支給する期末手当から減額して支給するというものでございます。

また、民間のボーナスに当たる公務員の期末勤勉手当につきましては、民間との格差相 当分として、12月支給の期末勤勉手当を0.2カ月分引き下げし、期末勤勉手当の年間 支給割合を3.95月に改定するというものでございます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。議案番号とは逆になりますが、最初に職員にかかわります議案から説明させていただきます。なお、議案の朗読は省略させていただきます。

資料の4ページをお開き願います。議案第83号資料、別海町職員の給与に関する条例 の一部を改正する別海町条例新旧対照表でございます。対照表の左側が改正後の条例でご ざいます。

期末手当でございますが、第16条第2項中「100分の150」とあるのは「100 分の135」に改め、同条第3項中「100分の150」とあるものは「100分の13 5」に、「100分の85」とあるのは「100分の80」に改めるものであります。な お、対照表の右側に今回の改正点を載せており、12月に支給する期末手当の支給率を、 再任用以外の職員は「100分の15」引き下げし「100分の135」に、また、再任 用職員は「100分の5」引き下げし「100分の80」にそれぞれ改定するものであり ます。

次に、勤勉手当でございます。第17条第2項第1号中「100分の70」とあるのは 「100分の65」に改め、第2号中「基礎額に」の次に「6月に支給する場合において は」後、「100分の35」の次に「12月に支給する場合においては100分の30」 を加えるものでございます。

内容につきましては、12月に支給する勤勉手当の支給率を100分の5引き下げし、 再任用以外の職員は100分の65に、再任用職員は100分の30にそれぞれ改正する ものでございます。

次に、資料5ページをお開き願います。

附則の改正でございます。附則第7項中「100分の99.76」を「当該各号に定め る割合」に改め、同項に次の2号を加える。第1号別海町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例(平成21年別海町条例第27号)附則第2項第1号に規定する減額改定 対象職員100分の99.59、第2号前号に掲げる職員以外の職員100分の99.83 とするものでございます。

内容ですが、平成18年3月15日別海町条例第3号の俸給表の切りかえに伴い減額される職員、いわゆる切りかえ前の給料月額を補償する減給補償の職員でございますが、これにかかわる経過措置について、平成21年別海町条例第27号に基づく改定により、この減給が補償される職員の給料月額の100分の99.76に減額されたところでござい

ます。今回、改定におきましては、さらに引き下げをして調整率を100分の99.59 とするものでございます。

また、新たに減給の補償される職員となった者の調整率を100分の99.83として 制定するもので、附則の第7項の文言の整理を行い、1号と2号を追加するものでござい ます。

次に、附則といたしまして、附則第1項施行日でございますが、この条例は公布の日の 属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行するという ものでございます。

附則第2項、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置についてでござい ます。平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の別海町職員の給与に関する 条例第16条第2項から第5項まで、もしくは第20条第1項から第3項及び第5項及び 第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項に おいて「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額 が基準額以上になったときは、期末手当は支給しないとするものでございます。

同項第1項、平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の 者、または職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号俸ががそれぞれ次の 表の給料表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職 員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者にあっては、その減 額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、住 居手当、地域手当、特地勤務手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の0.28を 乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日 の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改 定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮 した月数を減じた月数)を乗じて得た額。

次に、同項第2項でございます。

平成22年6月1日において、減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手 当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額。

次に、附則第3項、規則への委任でございます。

前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものでございます。

以上で、議案第83号の説明を終わります。

次に、議案第80号について御説明申し上げます。議案資料の1ページをお開き願いま す。

議案第80号資料、別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する別海町条例新旧対照表でございます。

第6条第2項第2号中の「100分の280」とあるものは「100分の260」に改 定するものでございます。本改定につきましても、人事院勧告に基づく国の給与法改正に 準じ、期末手当の支給率の引き下げを行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の 初日であるときは、その日)から施行するというものでございます。

以上で、議案第80号の説明を終わります。

次に、議案第81号について御説明申し上げます。議案資料の2ページをお開き願いま

す。

議案第81号資料、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する別海町条例新旧対照表でございます。

第4条第4項第2号中の「100分の215」とあるのは「100分の195」に改め るものでございます。

本改定につきましても、人事院勧告に基づく国の給与法改正に準じ、期末手当の支給率 の引き下げを行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の 初日であるときは、その日)から施行するというものでございます。

以上で、議案第81号の説明を終わります。

次に、議案第82号について御説明申し上げます。議案資料3ページをお開き願いま す。

議案第82号資料、教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正 する別海町条例新旧対照表でございます。

第3条第4項第2号中の「100分の215」とあるものを「100分の195」に改 めるものでございます。

本改定につきましても、人事院勧告に基づく国の給与法改正に準じ、期末手当の支給率 の引き下げを行おうとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の 初日であるときは、その日)から施行するというものでございます。

以上で、議案第82号の説明を終わります。

これで、議案第80号から議案第83号までの4件の議案につきまして、説明を終わり ます。

議長(渡邊政吉君) 議案第80号から議案第83号までの4件について、内容説明が 終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

12番佐藤議員。

12番(佐藤初雄君) 今、事務局のほうからそれぞれ4点、80号から83号まで説 明がございました。

それぞれ減額という、人勧の準用というようなことで、条例改正というようなことでご ざいますけれども、どのくらいそれぞれの中で減額されるか、総金額です、それぞれ議 員、あるいは特別職、教育長、あるいは職員の給与等々、どのくらい総額でそれぞれ減額 になるか。もし、差し支えなければお答えをいただきたいなと思います。

議長(渡邊政吉君) 総務課長。

総務課長(宮部正好君) ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、改定の減額される額ですが、議員の方につきましては約86万円、特別職につき ましては約32万円、教育長につきましては約13万円、職員につきましては全会計です が3,058万円、総体で3,189万円が減額となる見込みでございます。

以上でございます。

議長(渡邊政吉君) ほかに御質問ございますか。

11番中村議員。

11番(中村忠士君) ことしの1月末に発表された総務省の家計調査というものがあ

りまして、二人以上の勤労者世帯の09年度の平均年収は622万3,000円だという、こういう数字が出ているのですけれども、町の職員においては、この平均年収というものに関してどのくらいに算出されるかということ、今の議案説明を聞いていて、その差がどのくらいなのだろうかということに関して、一つお聞きをしたいなと思いましたので 質問をいたします。

それから、この10年くらいの期間に、次々に職員の給与、あるいは手当が削減されて きたわけですよね。直近のこの10年間、どのくらいの額が職員においては削減されてき たかと。今ある数字で結構ですから、その点を教えていただきたいと、こういうふうに思 います。

議長(渡邊政吉君) 総務部長。

総務部長(小守 正君) 大変申しわけありません。町の職員の平均年収、あるいは、 どのくらいの額が削減されているか、両方とも調査しておりません。

議長(渡邊政吉君) 中村議員、よろしいですか。

中村議員。

11番(中村忠士君) 全体的に、例えば町民の年収について、これを教えてください ということになると、なかなか難しい数字になるかなというふうに思うのですけれども、 町の職員に関して、どういう状況になっているのかというのは、ぜひ、町長初めつかんで いただいて、町職員の働く環境に関する基礎的な情報については認識していただければな と、その上で議案を提出していただければなというふうに思うわけであります。

別な観点からの質問を、今、数字がないということですから、これ以上お聞きをして も、それは詮無いことですので、違った観点の質問をさせていただきます。

前回も3月定例会で、期末手当等の削減について提案があり、それが通ったわけですけ れども、その際に、私、反対討論の中で、公務員の賃金が下がる、それから民間の賃金も 下がる、民間の賃金が下がれば、また公務員の賃金が下がるというふうに、全く際限のな い賃金の切り下げというのがここずっと起こってきているわけですよね。そういう際限の ない賃金の切り下げというものがどんどん続いていくと、こういうことになると、デフレ の進行というのは絶対とまらない。これは、国の政策等で町長の責任というふうに私は全 面的には考えていませんけれども、地方経済を支えるという上での町職員の給与、そこに ある収入、これは非常に大きなものですから、そういう際限のない収入の切り下げ、年収 がどんどん下がっていくと、こういうことに関して、町長は一体どういうふうに考えてお られるか。

ある数字では、年収200万円以下の国民が、今は勤労者の4分の1を占めるように なってきているというふうになっています。今回のこの人事院の勧告も、そういう異常な 民間の賃金切り下げを根拠にして出してきていると。こういうことが続けば、ますます国 民の生活は疲弊していくばかりだろう、町民の経済もなかなか大変になっていくだろう と、こういうふうに思うわけですけれども。そこら辺、町長どういうふうにお考えでしょ うか。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 中村議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほども、10年間どういうような、職員の給料が下がってきた状況等々御質問をいた だきました。毎年、日本全体の国民の、いわゆる従業員を含めて労働者の賃金が下がって いる状況があるということが、今、御指摘のとおりですし、その中で、今のデフレの状 況、それから日本経済全体の状況等々、私としても非常に心配をいたしておりますし、こ の状況を何とか国としても改善をし、そして成長過程に入り、そして労働者を含めた、農 業者もそうですし、中小企業の皆さんもそうですし、すべての日本の国民の所得が上がっ ていくように、常にそういうことは我々も思っておりますし、ぜひ国にそういう方向で経 済対策、政策、労働者対策等々に取り組んでいただきたいと、その思いは中村議員と一緒 だと思っております。

そういう中で、今、現実としては、我々の別海町においても、労働者のそれぞれの給与 所得が下がってきている、こういう現状も国内全体と同様にあるわけであります。したが いまして、地方公務員あわせまして、地方公務員の使命である町民と、私も常日ごろ申し ておりますが、やはり地方公務員、我々の町役場を含めて、町民とともにある役場として やっていかなければならない。そして、職員もそうあるべきだということを申し上げてま いりました。

この厳しい現状の中で、最低限、人事院勧告を遵守してやっていこうという方針で今日 までもやってまいりましたし、ここは職員の皆さんの厳しい状況はわかりますが、私とし ては、この厳しい一般の皆さんの状況を踏まえて、最低限人事院勧告についてはそのとお り執行させていただく、そういうことでやってまいりましたし、今後もそうしてまいりた いと、そのように考えております。

議長(渡邊政吉君) 中村議員。

11番(中村忠士君) 今の町長の御答弁を聞いて思うところは、一般的に町内で働く 方々の給与がどんどん下がっているというふうに聞いてはいます。だけれども、その実態 というものが本当に正確につかまれているのかどうかということに関しては、職員の実態 も数字としてはなかなか出てこない状況ですから、町内で働く方々の給与、町民の給与、 こういうものについての実態というのは恐らくつかまれていないのではないかなと思うの ですが、私は一つ、そこの正確な状況というのは、町の職員もそうだし、町民の収入につ いても正確な状況をやはりつかんでいく必要があるというふうに思いますので、ぜひ、ま た別な機会に、その状況というのは町の数字として披露していただきたいと、こういうふ うに思うのですけれども。

最後に、どんどん元気がなくなる、こういう状況の中で。そこに起爆剤を、やはり町と して元気を出していこうということで、町の職員にも頑張っていただくという、そういう 意味でも、地域の経済を活性化させるという意味でも、これ以上、元気のなくなるような 施策というのはいかがなものかと、こういうふうに思うわけですけれども、元気を出して 経済を回していくという意味の町長のお考え、ちょっと聞かせていただきたいと思いま す。

議長(渡邊政吉君) 町長。

町長(水沼 猛君) 御質問にお答えしたいと思いますが、まず、職員給料、平均して どのくらい、それについては、少々時間をいただければすぐわかる話であります。

ただ、民間のほうが、では幾らになっているのだろうか、農業、漁業、それから一般の 中小企業、商工を含めてですね、その辺はちょっと、そういう調査についてはかなり時間 がかかるのかなと、そのように思っております。

それと、今回の人勧につきましても、本町の労働者の皆さん、大変厳しい状況にある と。その中で、やはり我々としては、最低限この人勧を守りながら、人勧に基づいた改正 を行いながら、やはり町民の皆さんの理解をいただく。我々の職員給与についても、町民 の皆さんの理解をいただきながら行政運営をしていく、これも極めて大事なことでありま す。

その中で、職員の皆さんも、確かに給与が、所得が減っていくということは大変厳しい 状況とは思いますが、それを甘んじて我慢していただいている、そういう思いで、それが もとで職員の皆さんの労働意欲が下がっていく、そのようなことはないと思って一生懸命 頑張っていただいているということだと私は思っております。

元気が出る政策、それはまた別個に考えていく問題だと思っておりますので、この人勧 の遵守をしていく、人勧を守っていく、今回の改正について、それが職員の士気が低下す るというような状況ではない、職員の皆さん、状況をしっかり受けとめて頑張っていただ いてる、そのように理解しています。

議長(渡邊政吉君) ほかに御質問のある方、ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) ないようですので、以上で質疑を終わります。

議案第80号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改 正する条例の制定についての討論に入ります。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正 する条例の制定についての討論に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番瀧川議員。

5番(瀧川榮子君) 反対の立場で討論いたします。

一つ目として、9月28日付、日経新聞に、デフレ脱却のために労働者の賃金を上げこ そすべきであり、公務員の給与引き上げは、公務員優遇ではなく民間の賃上げを誘発し、 需要を喚起する呼び水となるというイギリスの経済学者ケインズの言葉を引用した公務員 の給与引き上げを主張しています。

公務員の賃金の引き下げは、地域経済に大きな影響を与えることは必至です。また、今 回の人事院勧告が、間接的に民間労働者の賃金や一時金引き下げにつながる懸念もあり、 ますます消費の低迷と景気悪化の悪循環を加速させることにつながることが考えられま す。元気の出る経済にはつながりません。

二つ目としてし、職員の士気に与える影響です。人員計画のもと、少ない人員で職員は 住民サービスの向上のために頑張っています。しかし、毎年毎年所得が減少していくこと は、職員のやる気を引き出すものにならないということにつながりかねません。また、本 当に欲しい人材の確保が困難になるという可能性も生まれます。そして、もともと人事院 勧告とは、公務員の団体交渉権や争議権を制約することへの代償措置で、公務員の利益を 代弁するべきものであるにもかかわらず、生活を脅かす勧告を行うこと自体が問題である と言わなければなりません。

以上を述べて、反対討論といたします。

議長 (渡邊政吉君) 次に、原案に賛成の者の発言を許します。ございますか。

17番横堀議員。

17番(横堀昭康君) 賛成の討論いたします。

今の瀧川議員の反対討論ですが、この議案だけ反対されるというのはちょっと片手落ち ではないのかなと。全体みんながひとしくという立場であれば別なのですが、この号だけ というのはちょっと片手落ちな気もいたしますが、私も考え方としては、給料が下がるこ とですから、手当が下がることですから不本意ではあるのですけれども、現状の経済状況 下をかんがみると、忍びないけれども理解をしていただきたいという立場でございます。

先般の新聞に、道内の中小企業の年末のボーナスが14年連続下がっているという記事 が載っておりました。男の人で、平均年齢40歳で32万5,500円だと。それから、 女性は35歳ですが24万9,500円と。公務員の方々から比べて格段に低いというふ うに言わざるを得ないわけですが、別海町の現状はこんなものではないと、大半の企業は これに満たないというのが現状だというふうに認識しております。

この際ですから、私、道内の中小企業、いわゆる零細企業も入るのでしょうけれども、 中小企業同友会というところで09年度の賃金の実態を調べたものが手元にありますの で、ちょっとそれを参考までに申し述べておきたいというふうにと思うのですが、なかな かこれは回答を得られるというのが難しいのですけれども、全道の200社からの回答と いうことなのですが、事務系で札幌が一番給料が高いと言われておりますが、そこで男の 人の平均、43歳の人の平均年収が419万円というふうになっております。それから、 女性が45歳で年収が340万円ということです。どうでしょうか。これ札幌で高いとこ ろです。これが全道の平均賃金ということになりますと、建設業の分野をとってみます と、男子が40歳で年収が391万円です。これは年収ですからね。女子が40歳で30 4万円ですよ。その他の運輸だとか通信だとかというところの例を見ますと、男子で40 歳で年収340万円です。女性が42歳で235万円ということです。女性が男性に比べ てかなり低いのが民間の状況なのです。

それから、この際、ちょっと蛇足ですけれども言いますけれども、退職金に至っては、 男が30年勤続して506万円、それから40年勤続して930万円と、こういうことで す。1,000万円の退職金をもらえるところはほとんどなしということですから、これ は公務員の方と比較していただきたいというふうに思うのですが、公務員の方々は入ると きに選抜されておりますから、民間の方々と同じく考えるなという理論はわかるわけで す。しかし、同じくこの別海町で生活をしている方々と比較したときに、やっぱり理解し ていただきたいというふうに思うわけです。そんなようなことで、今の給与の全体からす ると、生活を何とか切り詰めれば理解できると、我慢できるという数字ではないかという ふうに思うところでございますし、公務員の場合は諸手当が完備しているのです。民間の 場合、いろいろな手当がなかなか薄いというふうな部分もあります。

疑問に思うのは、その中の一つに勤勉手当というのが、勤勉に働くのが当たり前ではな いのかなと、どういう手当なんだというふうに思うのです。勤勉でなければ、民間はすぐ 解雇です。そのようなことで、恵まれている部分もありますということも添えまして、こ のぐらいのところ忍んでいただきたいということで、賛成討論にいたします。

議長(渡邊政吉君) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(渡邊政吉君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから、採決いたします。

本件については、起立により採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(渡邊政吉君) 起立多数であります。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 報告第5号

議長(渡邊政吉君) 次に、日程第8 報告第5号専決処分の報告についてを議題といたします。

内容について、説明を求めます。なお、本件は、報告のみでありますことを申し添えま す。

財政課長。

財政課長(竹中 仁君) 報告第5号の内容について御説明を申し上げます。

報告第5号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので同条第2項 の規定により報告する。

本件は、請負工事の変更契約にかかわる専決処分について、報告するものであります。 専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年11月16日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成22年6月24日、議案第59号により議決を経て締結した浜春別尾岱沼線戸春別 橋架換工事(上部工)請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,525万7,500円(内消費税及び地方消費税額310万7,500円)」を「6,534万1,500円(内消費税及び地方消費税額311万1,500円)」に改めるというものでございます。

変更の内容につきましては、潮位上昇によるのり面の洗堀防止に備え、布団かごを追加 したもの。また、既設構造物の取り壊し撤去及び処理にかかわる概数を精査して、8万 4,000円の増額となったものであります。

以上で、報告第5号の内容説明を終わります。

日程第9 報告第6号

議長(渡邊政吉君) 次に、日程第9 報告第6号専決処分の報告についてを議題と いたします。

内容について、説明を求めます。なお、本件は報告のみでありますことを申し添えま す。

財政課長。

財政課長(竹中 仁君) 報告第6号の内容について御説明いたします。

報告第6号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の 規定により報告する。

本件につきましても、請負工事の内容の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行った ことから議会に報告を行うものであります。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成22年11月16日、別海町長水沼猛。

工事請負契約の一部変更について。

平成22年9月17日、議案第74号により議決を経て締結した中央児童館建設建築主体工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「8,694万円(内消費税及び地方消費税額414万円)」を「9,127万 6,500円(内消費税及び地方消費税額434万6,500円)」に改めるというもので ございます。

変更の内容については、主に2点ございます。

1点目は、建設支障物の撤去、処分にかかわるもので、工事着手に先立つ準備段階で現 場の整地作業を施工中、建設敷地の一部の土中に、かなり昔に投棄されたものと思われる 大量のごみ、コンクリート殻等が埋却されていることが判明し、放置することで建設後の 建物に支障を来すことから撤去が必要となったものでございます。

また、隣接する施設との境界に設置されていた立木、立ち木ですね、及びフェンスについて、建築建物の屋根からの落雪による倒木倒壊により施設管理に支障を来すおそれがあ るため、撤去することが望ましいと判断されたことから、これらの撤去、搬出費用及び処 分費用を追加したものです。

2点目ですが、資材の使用変更にかかわるもので、排煙設備とみなされる排煙窓につき

まして、当初設計の樹脂製が建築確認申請審査で排煙設備材料の規準を満たさないと指摘 されたことにより、この使用をアルミニウム製に変更いたしました。これらの変更によ り、433万6,500円の増額となったものです。

また、専決処分事項ではございませんが、資材変更により納期が当初予定よりおくれる ため、平成23年2月25日までとしていた工期を、平成23年3月25日まで1カ月間 延長していることを申し添えます。

以上で、報告第6号の内容説明を終わります。

閉会宣告

議長(渡邊政吉君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、平成22年第5回別海町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時57分

町長あいさつ

議長(渡邊政吉君) 町長あいさつ。

町長(水沼 猛君) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、本臨時会に提案させていただきました議案4件につきまして、速やかに御 審議をいただき御決定をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

この場をおかりたしまして、報告並びにお願いを申し上げたいと思います。

去る11月21日から11月26日に、議長にも同行をいただきながら中国のほうを訪 問してまいりましたが、この報告につきましては、後日、議員の皆様方にも全員協議会等 で時間をおかりしながら御報告をさせていただきたい、そのように考えておりますので、 よろしくお願いを申し上げます。

また、11月23日、本町におきまして、小学校へ入学前の幼いお子さんが交通事故で 亡くなられました。交通安全の推進につきましては、日ごろから町を挙げて取り組んでい るところでございますが、まことに残念なことであります。謹んでお悔やみを申し上げる 次第でございます。

議員各位におかれましても、交通事故には十分気をつけられますようにお願いを申し上 げますとともに、年末に向けまして、地域でも交通安全への注意をぜひ喚起をいたしてい ただければ幸いと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まさに月日のたつのも早いものでありまして、あと二日で師走となります。12月の定 例会につきましては、さきの臨時会終了後にもお知らせをいたしておりますが、12月1 4日火曜日から12月17日金曜日までを予定をしております。議員各位におかれまして は、それぞれ何かと御多忙な時期となりますが、御参集賜りますようお願いを申し上げま して、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

議長(渡邊政吉君) 議員並びに町長を初め所管の皆様、大変御苦労さまでした。

なお、この後、事務局から若干の連絡事項がございますので、議員各位におかれまして は、そのままで少々お待ちください。

大変、お疲れさまでございました。

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

- 議 員
- 議員
- 議 員